

6次化商品情報発信事業の商品募集について

令和6年12月17日

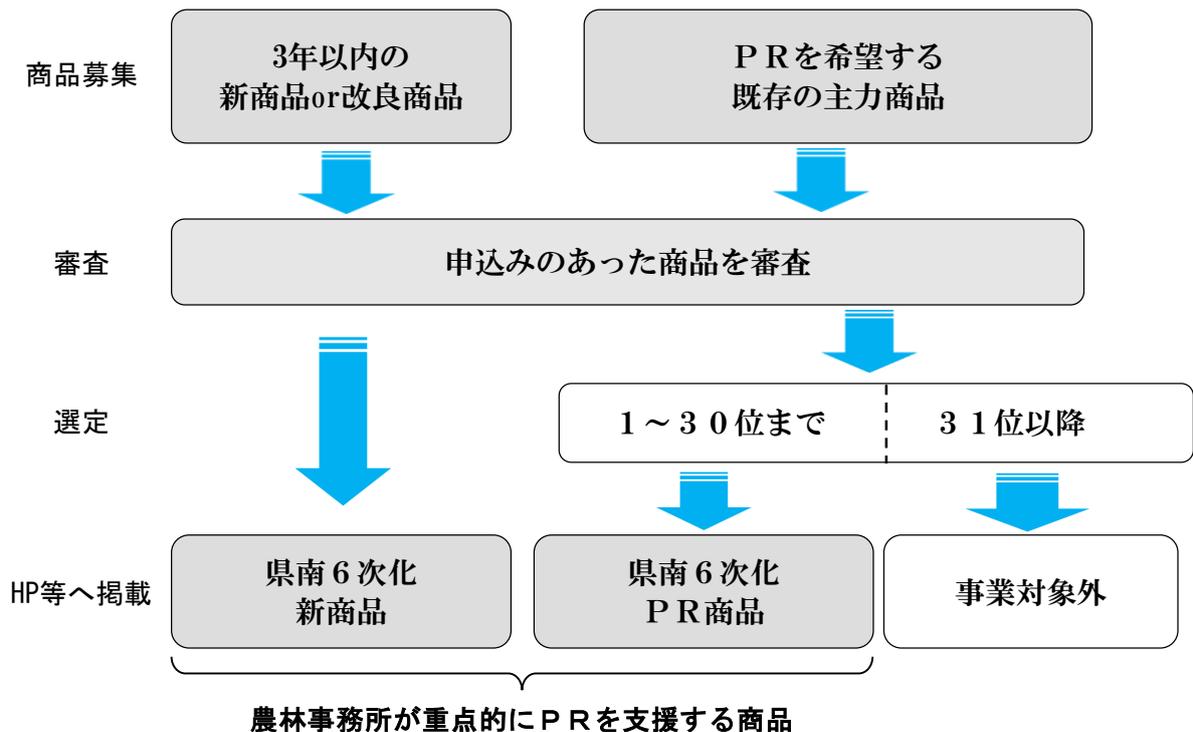
1 目的

県南地域の6次化商品についてHP等による情報発信等を行い、消費者への商品PRを支援することで、県南地域の6次化商品の知名度、地域ブランド力を向上させ、地域産業の6次化の推進を図る。

2 事業内容

6次化実践者からPRを希望する商品を募集し、申込みがあった商品について聞き取り等を行った上で、審査、選定し、事業対象となった商品のPRを支援する。

なお、前年度に事業対象となった商品の申込みがあった場合、審査を省略する。



(1) 商品募集（期間：1ヶ月程度）

事務局は、「3年以内の新品or改良商品」及び「PRを希望する既存の主力商品」を募集し、商品PRを希望する6次化実践者は、申込み様式1、2に必要事項を記入し、事務局へ提出する。

(2) 審査及び選定（期間：募集〳切後、1ヶ月程度）

6次化商品概要確認シートに基づいて、申込みのあった商品について原料、産地やPRポイント等の聞き取りを行い、事業対象として適しているか審査し、「農林事務所が重点的にPRを支援する商品」として決定する。

なお、「PRを希望する既存の主力商品」で審査を通過した商品が30点以上ある場合、採点表により選定を行い、得点の高い1~30位までを「農林事務所が重点的にPRを支援する商品」として決定する。

(3) HP等へ掲載（期間：3月中旬~）

事務局は、収集した情報を基に、「農林事務所が重点的にPRを支援する商品」についてとりまとめたものをHP等に掲載する。

3 審査内容

(1) 共通

- ①製造者or販売者が福島県内に拠点を有する事業者であること。
- ②製造者or販売者がしらかわ・地域産業6次化ネットワーク会員であること。
- ③主要な原料が福島県産の農林水産物であること。
- ④募集日現在、通年販売されていること。なお、季節限定商品は可。
- ⑤農林事務所、保健所がラベル、パッケージ等の確認をしていること。

(2) 県南6次化新商品

令和4年1月1日以降に新発売（又は、改良）されていること。

4 重点的にPR・支援する商品の取扱

「県南6次化新商品」及び「県南6次化PR商品」については、次の方法により、令和7年度に重点的にPR・支援をする。

(1) 販路の拡大、売上・知名度の向上の支援

6次化商品利用促進事業の対象商品とし、観光施設等で商品の消費拡大を図る。
また、県南農林事務所が実施するキャンペーンの景品等に活用する。

(2) PRの支援

HP・SNS等への掲載、各種問合せへの推薦などPRを支援する。

5 申込み方法

申込み様式1、2に必要事項を記入し、メールまたはFAXにて申込み先へ提出する。

6 募集期間

令和7年1月22日（水）まで

7 問合せ・申込み先

福島県県南農林事務所企画部（しらかわ・地域産業6次化推進協議会事務局）
〒961-0971 白河市昭和町269（合同庁舎4階）
電子メール shirakawa_6@pref.fukushima.lg.jp
電話：0248-23-1576 FAX：0248-23-1590

8 その他

本事業方針は、年度途中で変更する場合がある。